デジタル時代の刑事法の在り方—捜査実務経験者の立場から 国士舘大学教授・弁護士 吉 開 多 一

1 経歴

平成9年に検事任官 東京地検特捜部・大阪地検特捜部に通算7年間在籍

- 2 電磁的記録(データ)の証拠収集をめぐる混乱
 - (1) 犯罪捜査における客観証拠の重要性
 - 供述証拠は不安定→「人に聞くより物を見よ」
 - 捜査機関に十分な客観証拠の収集手段を与える→取調べの比重を減らす
 - 捜索・差押えの重要性→任意が原則であるが、真相解明には強制も必要
 - 証拠開示制度の整備により、客観証拠は弁護人も閲覧等が可能
 - (2) デジタル時代の影響
 - 客観証拠は、「物証」から「データ」に⇒外部から内容を確認できない、改変・消去が容易、大量に存在
 - 記録媒体(データの保存先)は、「パソコン本体」から「クラウド」に⇒令状に「場所」を明示すること(憲法 35 I)との関係
 - (3) 最近の混乱
 - A 「パソコン本体」に保存されたデータ→従来型の捜索・差押えで対応可
 - B 「クラウド」上のデータで、サーバが国内にある→平成 23 (2011) 年法改正で 導入されたリモートアクセスで対応可能。ただし、リモートアクセスできるのは差 押え前に限る(横浜地判平成 28・3・17)
 - ◎ ID・PW でロックされたスマホ・パソコンのロック解除を拒否されたら?
 - ◎ 差押え後にリモートアクセスする必要が生じたら?
 - C 「クラウド」上のデータで、サーバが国外にある→主権侵害の問題があるので国際捜査共助によるべきであり、リモートアクセスするのは違法(前掲横浜地判及び東京高判平成28・12・7)→サイバー犯罪条約32条等から、データが同条約の締約国に所在し、正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意があれば、リモートアクセス可(最決令和3・2・1)
 - ◎ 「正当な権限を有する者」が同意しなかったら?
 - ◎ サーバの所在国が確認できなかったら?

3 若干のコメント

エンフォースメントの実効性を維持するには「手段」の検討も必要 現状論を踏まえて「あるべき論」を→刑事罰は最終的手段、取引・偽計への嫌悪感 国際的な解決方法(条約見直し)と、国内的な解決方法(立法・解釈)の模索